

はじめに

さいたま市消防局の査察執行体制は、査察の企画立案及び違反処理の技術指導部門として消防局に査察指導課を設置し、各行政区を管轄する10消防署に配置された管理指導課職員（毎日勤務の予防要員）並びに各消防署及び出張所に配置された警防要員が兼務の予防要員として立入検査を実施しており、違反処理にあつては、査察指導課職員と各管理指導課職員が連携して実施している。

本稿では、危険物の規制に関する規則（以下「危規則」という。）第23条の3第1号及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の49の3第2号に規定する「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当する地下専用タンクを有する一般取扱所に対し、当局としては初となる消防法（以下「法」という。）第12条

第2項の規定に基づく基準適合命令を発令した事例について紹介する。

危険物施設の概要

本事例に係る危険物施設は、主に酒類を販売する個人商店の敷地内に設置された灯油販売のための一般取扱所である。当該商店は夫婦で経営しており、妻（以下「A」という。）が商店の代表、夫（以下「B」という。）が従業員という立場であるが、危険物取扱所設置許可申請書に記載された設置者はBとなっており、灯油販売に係る業務は主にBが担当している。

その他、一般取扱所の地下専用タンクの概要は以下のとおり。

- タンク材質：鋼製(SS-400)
- 埋設方法：直接埋設
- 設置年月日：昭和56年10月13日

腐食のおそれが高い 地下貯蔵タンクに対し基準適合 命令を発令した事例

さいたま市消防局見沼消防署管理指導課 消防司令 霜田智和



- タンク板厚：6 mm
- タンク容量：9,600 L
- 塗覆装：アスファルト＋
アスファルトルーフィング10mm

事前調査及び立入検査の実施

(1)事前調査(令和3年5月12日)

当局では、「腐食のおそれが高い(特に)高い地下貯蔵タンク」に該当することが見込まれる危険物施設に対し、郵送による事前通知及び現地調査を実施している。本事例の危険物施設についても、郵送による事前通知後に現地調査を実施し、設置年数が40年以上となる令和3年10月13日までに一定の措置を講じなければ違反となること及び同日以降に改めて立入検査を実施する旨を関係者に伝達した。

(2)立入検査の実施(令和3年10月13日)

設置年数が40年以上となったことにより、「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当したため、管轄消防署の管理指導課職員が立入検査を実施した。

当日、設置者であるBは体調不良であることから、商店の代表であるAの立会いにより立入検査を実施した結果、危規則第23条の3第1号に規定する「地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための告示で定める設備」(高精度液面計等)が設置されていないことを確認したため、立入検査結果通知書により指摘した。

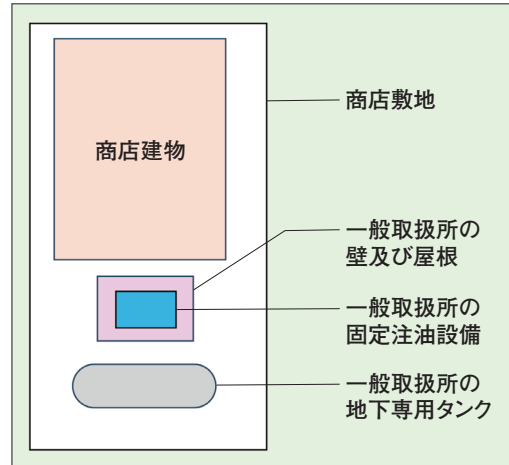
この指導に対し、Aから「事業の後継ぎもいないため、タンク内の灯油を売り切れば施設は廃止する」との主張があった。

警告への移行

(1)警告に係る違反調査(令和3年12月20日)

一定期間が経過しても、改善に向けた計画書が提出されなかったこと及び指摘事項の改善が確認できなかったことから、A、B立会いの下、警告を実施するための違反調査を実施した。

調査を実施する中で、A、Bから「近隣の需要もあり断定できないが、来年3月頃を目途に施



危険物施設配置図(イメージ)

設の廃止を検討しているため、高精度液面計等を設置する施設の改修は行わない」との主張があった。

違反調査にあたり、名宛人特定のため取得した土地・建物登記簿によると、土地の所有者はAであること、商店建物の所有者はBであることが判明した。

なお、土地・建物登記簿には一般取扱所の登記はなかったが、設置者がBであること、Bが主として灯油販売業を行っている旨の供述があったことから、Bを名宛人として違反処理を進めることとした。

(2)警告書の交付(令和4年2月16日)

調査の結果、是正に要する期間は2か月が妥当と判断し、履行期限を令和4年4月16日までとして、管轄消防署長名でBに対し警告書を交付した。

なお、警告書交付以降、Bとの連絡がとれなくなり、専らAが対応することとなった。

(3)警告後の経過

警告書における履行期限経過後に電話連絡及び現地確認をするも、Aは、一貫して「灯油を売り切れば施設は廃止する」と主張し、是正に向けた具体的な進捗は見られなかった。

本来であれば、履行期限の経過後、速やかに命令へ移行するところであるが、当時の担当課は命令への移行に踏み切れずにいた。

違反是正

移行できなかった原因としては、設定した履行期限が年度をまたいだことで、4月の人事異動により所属長及び担当職員が変わり、事務が停滞してしまっただけで、また、Aの供述のとおり、灯油を売り切れば施設を廃止してくれるだろうという希望的観測があったことなどが考えられる。

命令への移行

(1)命令に係る違反調査(令和5年5月19日)

警告書の履行期限から1年以上経過しても依然として是正されない状況を踏まえ、管轄消防署と査察指導課とで協議をし、命令への移行を決定した。

命令に係る違反調査の実施にあたり、関係者に電話連絡するが、Bとは連絡がとれず、A立会いの下、現地調査を実施したが、状況は変わらず、依然として「灯油を売り切れば施設を廃止する」の一点張りであった。これまでの主張から地下専用タンクに残存する灯油は数年前に荷卸しされたものと思い、Aに対し、劣化灯油の危険性について説明したところ、Aから「今年の3月に購入した灯油だから、劣化はしていない」との発言があった。

「灯油を売り切れば施設を廃止する」と主張していた一方で、新たに灯油を購入し、地下専用タンクに荷卸しをしていたのである。この事実が示す関係者の是正意思の希薄さによって、命令の妥当性について再認識することとなった。

(2)名宛人の適格性について

法第12条第2項の規定に基づく基準適合命令の客体は、「製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者」である。警告と同様にBとすることが妥当と考えていた

ところではあったが、局査察指導課と検討を進める中で、今一度、名宛人の適格性について確認した結果、以下のような疑問が生じた。

- 一般取扱所の所有権等を示す登記等の書類がなく、「一般取扱所の設置者」であることと、関係者の供述だけをもって「製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者」であると言えるか。
- 土地と建物の所有者が異なることから、登記されていない一般取扱所を「建物の従物」と解するか、あるいは「土地の定着物」と解するかによって、名宛人がAとなる可能性もあるのではないか。

(3)弁護士相談事業の活用

前述の疑問点を解決するため、総務省消防庁の弁護士相談事業を活用し、基準適合命令の名宛人及び基準適合命令に従わなかった場合に発令する法第12条の2第1項第3号の規定に基づく許可の取消し又は使用停止命令の名宛人について、担当弁護士に意見を求めたところ、おおむね以下のような回答を得た。

名宛人の判断にあたり、民法における「主物」と「従物」の概念を前提とする必要がある。「従物」とは、ある物(主物)の経済的効用を助けるため継続的に附属する物のことをいう。例として、ガソリンスタンドに附属する地下専用タンクは店舗用建物の効用を助ける附属物であるとして、「従物」に該当するとされている。本件の地下専用タンクが地上の建物(商店)の経済的効用を助けるために附属された物とすると、建物(商店)の従物に該当することから、その所有者はBと解される。

以上を踏まえると、警告や命令については通常、対象物について権原を有するのは所有者であることからBを名宛人とするのが妥当といえる。あわせて、本内容における基準適合命令に従わない場合、次に行う許可の取消し又は使用停止命令を行う場合においても、名宛人はBとするのが妥当といえる。

(4)命令書の交付(令和5年8月30日)

担当弁護士から得た回答をもとに、命令の客

関係者の権利関係

A	B
土地の所有者 商店の代表者	商店建物の所有者 商店の従業員 危険物施設の設置者 危険物施設の管理者

※一般取扱所に関する登記情報はなし

体は警告と同様にBとすることが妥当であると判断し、Bを名宛人として命令書を作成。履行期限を2か月後の令和5年10月30日とした。

なお、事前連絡時Aは、Bが立ち会うことを約束していたものの、当日Bは不在であったため、Aに命令書を交付した。

同日、商店の出入口に命令に係る標識を掲示するとともに、各区役所、消防署所の掲示板に公示文書を掲示、あわせて、当市のホームページに命令を受けている対象物として公開した。

(5)命令後の経過

令和5年9月15日、命令事項に係る是正計画書が提出され、令和5年10月16日に施設の廃止に係る工事を行う予定との報告を受ける。

令和5年10月17日、危険物取扱所廃止届出書が提出され、残存危険物の抜き取り、廃止に伴う工事の施工状況、その他設備の撤去状況について写真が提出される。

同日、A立会いのもと現地確認を実施し、危険物施設が廃止されたことを確認したため、命令を解除した。あわせて、命令に係る標識、公示文書を撤去し、ホームページへの公開を削除した。

本事例を振り返って

本事例では、指導からは是正完了まで約3年の月日を費やし、その間に人事異動による担当職員の交代等もあり、消極的な理由により命令への移行が遅れてしまったことは、反省点というほかない。本職も人事異動により令和5年度から本事例に携わることとなったが、一貫した指導の重要性を改めて感じた次第である。

法第12条第2項の基準適合命令は当局としては初めての事例であり、法第17条の4に規定する消防用設備等の設置維持命令とは異なる規定内容、屋外や地中に存する未登記施設の所有権の解釈、あるいは危険物施設特有の「設置者」という概念に、大いに悩み、戸惑ったものであるが、本職としても得難い経験となった。

また、名宛人の検討にあたっては、弁護士相談事業による弁護士の助言が大変参考となった。本事例に限らず、権利関係等について判断に迷

違反是正への指導経過

昭和56年10月13日	本事例の一般取扱所の地下専用タンク設置
平成22年6月28日	既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に関する危規則改正
平成23年1月	市内対象事業所に対して、法令改正に関する通知を郵送
令和2年11月	次年度に違反となる対象事業所に対して、法令改正に関する通知を郵送
令和3年5月12日	事前調査
令和3年10月13日	設置から40年経過し、「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当したため、立入検査を実施
令和3年12月20日	警告に係る違反調査
令和4年2月16日	警告
令和4年4月16日	履行期限
令和5年5月19日	命令に係る違反調査
令和5年8月30日	命令
令和5年9月15日	是正計画書提出
令和5年10月16日	廃止に係る工事を実施
令和5年10月17日	危険物取扱所廃止の届出廃止の確認をもって命令解除

う事例があれば、弁護士相談事業を積極的に活用することが望ましいと感じた。

最後に、本事例は違反処理を進めた結果、最終的に施設の廃止をもって是正完了となった事例である。関係者は、指導当初から「灯油を売り切ったら施設を廃止する」の一点張りであり、頑なに指導に応じなかったとはいえ、40年以上営業してきた個人商店が消防の指導により結果的に廃業に至ってしまったことには、少なからず心苦しく思うところではある。しかし、既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策が、過去の流出事故等を教訓に規制強化されたものであることを踏まえれば、いたずらに違反処理を留保することは適切とは言えない。市民の安全・安心を守るべき消防職員として、法の規定に則り、粛々と対応していく姿勢を示すことが大切であると改めて感じた。